

HaTeLa

安全データシート(SDS)

1. 製品及び会社情報

製品名	DP (現像機用定着液)
会社名	株式会社 阪神技術研究所
住 所	〒662-0927 兵庫県西宮市久保町4-18
担当部門	販売チーム 作成部門 QAチーム
電話番号	0798-33-6321 FAX番号 0798-33-6069
推奨用途	当社自動現像機専用定着液
使用上の制限	推奨用途以外への使用は禁止
作成／改訂	2016.05.02／2018.12.21／2020.10.21／2024.04.01(4版)

2. 危険有害性の要約

GHS分類 ※区分に該当しない、分類できない項目は記載を省略

健康に対する有害性

皮膚腐食性／皮膚刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2
生殖毒性	区分1B
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2 呼吸器系 血液
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2 呼吸器

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

皮膚刺激
強い眼刺激
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
呼吸器系、血液の障害のおそれ
長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ

注意書き

安全対策 使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

ミスト、蒸気を吸い込まないこと。

取り扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

応急措置 皮膚に付着した場合:多量の水で洗うこと。

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。
 気分が悪いときは、医師の診察／手当をうけること。
 皮膚刺激生じた場合:医師の診察／手当を受けること。
 眼の刺激が続く場合:医師の診察／手当を受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

保管	施錠して保管すること。
廃棄	内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理事業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報 <原則として1%以上含有する成分を記載しています。>

单一製品・混合物の区別 : 混合物

成分名称	含有量 (wt%)	CAS No.	化審法番号
水	55-65	7732-18-5	—
チオ硫酸ナトリウム	10-20	7772-98-7	1-503
チオ硫酸ニアンモニウム	10-20	7783-18-8	1-405
無水亜硫酸ナトリウム	<5.0	7757-83-7	1-502
酢酸	2.7	64-19-7	2-688
硫酸アルミニウムカリウム(カリヨウバン)	1.1	7784-24-9	1-25・1-454
メタホウ酸ナトリウム	1.3	10555-76-7	1-69
ホウ酸	0.89	10043-35-3	1-63

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸し易い姿勢で休息させること。必要に応じて医師の診察及び手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと、皮膚を多量のシャワー水と石鹼で十分に洗い流すこと。

皮膚刺激や症状がある場合は医師の診察及び手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。医師の診察及び手当てを受けること。

飲み込んだ場合

無理に吐かせず直ちに口の中を十分にすすぎ、医師の診察及び手当てを受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

この製品自体は不燃性水溶液であり、燃焼しないため、周囲の火災に応じて適切な消火剤を選択する。

使ってはならない消火剤

この製品自体は不燃性水溶液であり、燃焼しないため、周囲の火災に応じて適切な消火剤を選択する。

特有の消火方法

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能なものは、容器及び周辺に散水して冷却する。

消防活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消防作業は状況に応じて適切な保護具を着用し、風上から行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業の際には必ず保護具を着用する。

環境に対する注意事項

漏出物を回収すること。漏洩した液が河川、下水等に排出されないようにする。

封じ込め及び浄化の方法・機材

乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸着させて、密閉できる空き容器に回収する。

二次災害の防止策

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策

人によっては、長時間繰り返し接触することによって、かぶれる場合があるので注意する。作業の際は必要に応じて適切な保護具を着用する。

安全取扱い注意事項

他の化学薬品との接触を避ける。出来るだけ風上から取り扱い、作業後は手や顔など身体を洗浄する。

保管

安全な保管条件

適切な換気のある高温多湿を避けた冷暗所で、密閉性を維持して保管する。施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

保管の際は他の容器に移し替えず、製品の容器で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度 設定なし

保護具

呼吸用保護具

必要に応じて有機ガス用保護マスクを着用する。

手の保護具

不浸透性の手袋を着用する。

眼の保護具

保護眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具

長袖作業衣を着用する。汚染された作業衣を再使用するときは洗濯する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態 液体

色 無色透明

臭い 微臭

沸点 111°C

可燃性 データなし

爆発下限界及び爆発 データなし

上限界／可燃限界

引火点 データなし

自然発火点 データなし

分解温度 データなし

pH 4.7～5.5

動粘性率 データなし

n-オクタノール／水分配係数 データなし

蒸気圧 データなし

密度及び／又は相対密度 1.280～1.284

相対ガス密度 データなし

粒子特性 データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	ヨウ素と定量的に反応する。
化学的安定性	通常の使用条件下では安定。
危険有害反応可能性	データなし
避けるべき条件	凍結・直射日光を避ける。
混触危険物質	強アルカリ性
危険有害な分解生成物	データなし

11. 有害性情報

急性毒性(経口)

毒性が未知の成分が含まれるため分類できないと判定

皮膚腐食性／刺激性

区分1の成分酢酸の濃度が加成方式を適用し区分2の濃度限界10%以上のため区分2と判定

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

区分1の成分酢酸、区分2の成分ホウ酸、区分2Aの成分メタホウ酸ナトリウム・硫酸アルミニウムカリウムの濃度が加成方式を適用し区分2の濃度限界10%以上のため区分2と判定

呼吸器感作性

毒性が未知の成分が含まれるため分類できないと判定

皮膚感作性

毒性が未知の成分が含まれるため分類できないと判定

生殖細胞変異原性

毒性が未知の成分が含まれるため分類できないと判定

発がん性

毒性が未知の成分が含まれるため分類できないと判定

生殖毒性

区分1B成分ホウ酸が濃度限界の0.3%以上のため区分1Bと判定

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分1(呼吸器系)の成分酢酸が区分2の濃度限界の1%以上のため区分2(呼吸器系)と判定

区分1(血液)の成分酢酸が区分2の濃度限界の1%以上のため区分2(血液)と判定

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分1(呼吸器)の成分メタホウ酸ナトリウムが区分2の濃度限界の1%以上のため区分2(呼吸器)と判定

誤えん有害性

動粘性率が不明なため分類できないと判定

12. 環境影響情報

生態毒性	情報なし
残留性・分解性	情報なし
生態蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	情報なし
オゾン層有害性	情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄の際は「廃棄物処理法」「水質汚濁防止法」等の法令を遵守し、都道府県等の許可を受けた廃棄物処理業者に委託すること。

汚染容器・包装

廃棄の際は「廃棄物処理法」「水質汚濁防止法」等の法令を遵守し、都道府県等の許可を受けた廃棄物処理業者に委託すること。

14. 輸送上の注意

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

- 容器に漏れや破損等の無いことを確かめ、転倒、落下、損傷の無いように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。
- 容器が破損しないように水濡れや乱暴な取り扱いをさけること。

15. 適用法令

※含有物質毎に記載

・チオ硫酸ニアンモニウム

水質汚濁防止法	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)【82 チオ硫酸アンモニウム溶液】

・無水亜硫酸ナトリウム

外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

・酢酸

船舶安全法	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9) 施行令別表第1第4号(危険物・引火性のもの) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法57条第2項、施行令第18条の2第1号、第2号・別表9) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 皮膚等障害化学物質等(規則 第594条の2第1項) 第4類 第二石油類(水溶性)
消防法	その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
港則法	
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
バーゼル法	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
食品衛生法	人の健康を損なう恐れのない添加物施行(規則第12条別表第1)

・硫酸アルミニウムカリウム(カリヨウバン)

労働安全衛生法	施行令第18条、別表第9「アルミニウム及びその水溶性塩」 (表示対象物、通知対象物、リスクアセスメント対象物)
水質汚濁防止法	施行令第3条の3「アルミニウム及びその化合物」(指定物質)
食品衛生法	施行規則第12条、別表第1「人の健康を損なう恐れのない添加物」

・メタホウ酸ナトリウム

労働安全衛生法	法第57条の2(令第18条の2)表示対象物及び通知対象物 No.544
PRTR法	第2条第1種指定化学物質

・水質汚濁防止法

施行令第2条(ほう素及びその化合物)

・ホウ酸

PRTR法	第1種指定化学物質
労働安全衛生法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物。危険性又は有害性等を調査すべき物。
大気汚染防止法	有害大気汚染物質
土壤汚染対策法	特定有害物質
水質汚濁防止法	有害物質

下水道法

水質基準物質

水道法

水質基準物質

16. その他

記載内容は現時点での入手できた情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価について完全性を保証するものではありません。危険、有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分注意してください。注意事項は当製品についての通常の取り扱いを対象にしたものであって、それ以外については、ご使用者の責任において安全対策を実施の上お取り扱い願います。
